


平成30年4月20日

武雄市長 小松 政 様

(武雄市議会議長経由)

会派名 日本共産党
代表者名 江原一雄 


政務活動費実績報告書

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり平成29年度政務活動費の実績を報告します。

交付年月日	平成29年 4月 5日
文書番号	武市総第19号
交付年度	平成29年度
完了年月日	平成30年3月31日
交付決定金額	100,000 円

平成30年4月20日

武雄市議会議長 杉原豊喜 様

会派名 日本共産党
代表者名 江原一雄 

収 支 報 告 書

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり平成29年度政務活動費の収支を報告します。

1 収入

政務活動費 100,000 円

2 支出

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	円	
研 修 費		
広 報 費	70115 円	
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費	36936 円	
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費	36936 円	
計	107,051 円	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 0 円

支 出 明 細 書

項 目	広報費				
金 額	70,115円				
摘 要	議会報告				
支出明細	種 別	単 価	数 量	金 額	
	議会報告	70,115円	1	70,115円	
		計	70,115円	1	70,115円
	支出明細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員
				人	円
		計			

政務活動費 領収書写し 《平成29年度分》

【科目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	70115 円
支払先	諸石信義
内容	印刷代引料

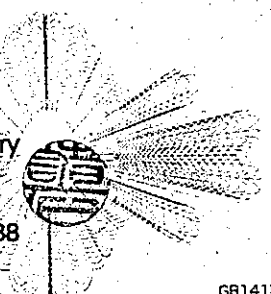
【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

武雄市議会議員
江原一雄 様 No. _____

金額 70115-

但 武雄市広報の印刷費として
2018年3月11日 上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額(%)	



CWF Creative Works Factory
 〒843-0151
 佐賀県武雄市若木町川古6170-2
 諸石 信義 電話 090-3044-6388

GR1415

市民の願い実現に全力投球

市民と力合わせ 不屈にたたかう日本共産党議員

武雄市民報

日本共産党武雄市委員会
 武雄市議会議員江原一雄
 武雄市武雄町大字武雄4092-1
 電話(23)1493
 FAX(23)1494

固定資産税引き下げ実現

さらに標準税率の1.4%へ

江原一雄議員は、武雄市の高すぎる固定資産税は異常だと税率の切り下げを一貫して求め続けています。武雄市は、固定資産税を1.55%と県内最高の税率で徴収してまいりました。これを多くの市のように標準税率1.4%に引き下げよというのが江原議員の主張です。樋渡前市長はこれを無視できず、引き下げましたが、1.48%と途中下車したままです。暮らしやすい武雄市をつ

くろうえで固定資産税の引き下げを急がねばなりません。市民と力を合わせて、がんばります。

図書館改修に10億円投入

小松市長前言ひるがえし市民に負担増

改修前の図書館は、開館後12年で、年平均入館者30万人、貸出冊数35万冊、市民の文化の中心シンボルとして親しまれていました。ところが前市長は、民間企業CCC社に指定管理料が安くなること委託を強行しました。小松市長は、就任当初「子ども図書館は作ら

ない」と言っていたのに、議会の多数で建設を強行しました。合わせて10億円の市税投入です。指定管理料が増えて毎年2億円を超える図書館運営費がかかることになりました。

江原一雄現議員を

武雄市議選 党公認候補に決定



共産党武雄市委員会は、江原一雄現議員を次期市議会議員選挙の予定候補者に決定しました。

就学援助金の支給を入学前に実現

就学困難な小中学生のための入学準備金の支給は、これまで7月支給でした。が、これは実情に合わないとして入学前支給を提案。翌年度から実現しました。日本共産党の国会議員と連携した取り組みの成果です。

3つの約束

1. 暮らしやすい武雄市をつくる市民の声を届けます
2. 不正を許さず 品位ある開かれた議会をつくります
3. 憲法を生かし 暮らし平和の願いをつらぬきます

非核平和宣言の市として 平和事業を求める

6年前、江原議員は米海兵隊を「なぐり込み部隊」と発言して出席停止処分になりました。事件は正副議長の辞任に発展。これにひるまず4年前、平和事業を求めた江原議員に「オスプレイ導入賛成」と市長が強弁。子の政治姿勢が知れ渡り、県民に不安を持たせました。

地域医療を守れ 武雄市民病院の存続求め 市民とともに奮闘

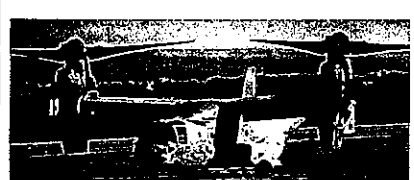


司会する江原一雄議員



2008年6月8日武雄市文化会館にて「武雄市民病院を存続させる会結成集会」

はばたき
 オレはウソつきはでえ嫌いだ/ウソつきはドロボウの始まりって言うじやないか/佐賀空港を軍事使用しないと決めたんだらう?/決めたことあ守らにや それが約束つてもんだ
 オレか オレ様は干潟の主でなあ/ムツゴロウつてんだ/先祖代々大昔からこの干潟に暮らしているんだ/世界中どこ行つたつて こんな住みよい住処はない
 なにい オスプレイが来るんだと?/よく落ちるあのトンボみたいな奴だらう/欠陥機のだ名があるつていうじやないか/あんな奴に來させてたまるかい
 墜落の恐怖と爆音のまき散らし/墜落でもしてみろ 有明海は死の海だ/あたりは油だらけ 放射能もだつて?/べらぼうめ こちとらは命がかかつとるんだ
 (中略)



オスプレイ撤去の建白書/海を渡る「オール沖繩」不屈のたたかい/オライ仲間たち みんな巣穴から出てこい/いつせいジャンプでオレたちも闘うんだ
 命の干潟 自然の宝庫をみんなで守るんだ!
 ▼昨年九月、武雄市議会はオスプレイ配備反対の意見書を求める請願を不採択に。▼憤懣やるかたなく武雄市民が雑誌に詩を投稿。今年二月、神埼にへり墜落!手をこまねいていられる場合じゃない。

前市長の不法行為 「制裁金」つけ回しを阻止!

国政でも市政でも 私物化許さず

「森友問題」は 武雄市にも

国有地をタダ同然で売り渡した「森友問題」は国政が舞台。元市長の不始末で「損害賠償金のつけ回し」は武雄市が舞台。どちらも「友人関係」を特別扱いする点で共通です。規模は違いますが、本質的には政治の私物化ではないでしょうか。

名誉棄損を認定

事の起りは樋渡前武雄市長が行った市議会（平成26年6月）における発言です。山口昌宏議員が同僚のT議員を名指しこそしないものの、それと分かる表現で「借金踏み倒し議員」と誹謗中傷する質問にたいして答弁したものです。樋渡前市長は、山口昌宏議員らの発言に相乗りするかのよう同調する答弁を繰



り返しました。地方自治法は、「議会において他人の私生活にわたる発言をしてはならない」と定めています。T議員は樋渡前市長を名誉棄損として裁判に訴えました。裁判所は「名誉棄損」を認め、樋渡前市長と武雄市に対し、損害賠償金として約62万円の支払いを命じました。（平成28年4月）

市民につけ回し

判決を受けて、武雄市は国家賠償法に基づいて樋渡前市長が支払うべき36万2483円を肩代わりしました。この樋渡前市長の負担分は当然、市の会計に戻されなければなりません。しかし、それは行われませんでした。江原議員は次の議会でも、前市長の負担分は本人に請求すべきだと求めました。ところが驚いたことに小松市長は「請求しない」と答弁したのです。つまりは、樋渡前市長の不始末は市民に尻ぬぐいさせるといふことです。

市議会も監査委員会も耳貸さず

こんな理不尽なことは通用するわけがありません。江原議員は議会に諮って決着をつけようと、自ら紹介議員となり市民の有志の協力を得て前市長に請求すべきとの請願書（代表・大河内智）を議会に提出しました。ところが、またまた驚いたことには、この請願を反対多数で葬ってしまったのです。そこでこのことを不当だとする市民12人が武雄市監査委員会に住民監査請求を行ったところ、またまた請求を棄却してしまっただけです。

二度の裁判で

市民側が完全勝利

やむを得ず、江原議員と勇気ある市民は佐賀地方裁判所に住民訴訟を起こしました。

判決は「小松市長が前市長に請求しないことは違法」だと断じました。小松市長は判決に従い、樋渡前市長に税金で肩代

江原一雄

議員が談話

損害賠償金支払いで、武雄市は不法行為をおこなった前市長にたいして、市民の税金による肩代わり分を請求すべきだが、不可解にも「請求しない」という態度をとっていました。



原告団が判決に従うよう申し入れる。（右端は江原議員）

武雄市のこの態度は不法行為を見逃すだけでなく、本人負担の「制裁金」まで市民に転嫁するもので、絶対に容認できなかつた。市政において

も市民と力合わせ、スジを通して粘り強く闘えば、必ず道が開けることを示したもので、今後の活動に生かしたい。

- 平成26年6月 樋渡前市長は武雄市議会で「借金踏み倒し議員」と発言。
- 平成26年9月 樋渡前市長に対して「名誉棄損」の損害賠償を求めるため提訴。
- 平成28年4月 樋渡前市長に対して損害賠償命令の判決が出る。
- 平成28年6月 江原議員は、市議会にて樋渡前市長に対して「制裁金」を小松市長に求めた。小松市長は応じなかった。
- 平成28年12月 武雄市監査委員会に「国家賠償法に基づき損害賠償の支払い」を求めるため監査請求を行う。
- 平成29年2月 監査委員会は棄却する。
- 平成29年3月 市民12人が佐賀地裁に「求償権の行使を求め」て住民訴訟。
- 平成29年12月 武雄市に対して、求償権を行使し、樋渡前市長に請求を命じる判決。
- 平成29年12月 原告団が、判決に従うよう武雄市に申し入れる。
- 平成30年1月 小松市長は樋渡前市長に制裁金を求めた。樋渡前市長は36万2483円を支払った。

支 出 明 細 書

項 目	資料購入費				
金 額	36,936 円				
摘 要	地図購入費				
支出明細	種 別	単 価	数 量	金 額	
	ゼンニ地図代	36,396 円	1	36,396 円	
	手数料	540 円	1	540	
		計	36,936 円		36,936 円
支出明細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員	金 額
				人	円
		計			

政務活動費 領収書写し 《平成29年度分》

【科目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費[○] 人件費 ~~事務所費~~

金額	540 円
支払先	佐賀銀行
内容	手数料

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

手数料領収証

毎度お引立いただきありがとうございます。
 下記の手数料をたしかに領収いたしました。
 株式会社 佐賀銀行
 平成29年1月現在

おなまえ 江原一雄 様

区分	取引内容	取扱件数	金額 (消費税等込)
振	3万円以上	件	円
	3万円未満		
同一店内	3万円以上		
	3万円未満		
他行	3万円以上		
	3万円未満		

金額 0,000,540 円

金額の金額には、消費税が含まれています。

区分	取引内容	取扱件数	徴収金額 (消費税等込)
同取立	当行支払分	件	円
	他行支払分		
隔取立	当行支払分		
	他行支払分		
他行宛個別取立	普通扱い分		
	至急扱い分		

株式会社